論文要旨

アフリカ-アジア的視点によるレイシズム研究の可能性 ——南アフリカにおけるアジア系住民の位置の変遷に関する社会学的研究——

山本めゆ

本研究の目的は、南アフリカにおけるアジア系住民の位置の変遷を分析することにより、人種的な序列階梯において中間的に位置づけられた人びとの差異化戦略が、いかに既存の秩序を動揺させつつ社会の再人種化を後押ししたのかを明らかにすることである。具体的には、この地で人種的カテゴリーの越境を経験した日本人に光を当て、南アフリカの移民規制や人種的秩序に対する彼らの交渉や、アパルトヘイト期に生まれた「名誉白人」という呼称がそこに与えた影響を検討する。それらを通して、複雑化する現代世界のレイシズムとその力の源泉に接近するとともに、環大西洋地域をレイシズムの震源地とみなすような従来型の研究に挑戦することを目指した。

序章では、本研究が「アフリカ-アジア的視点」と呼ぶパースペクティヴと、南アフリカという舞台や日本人に注目することの意義を論じた。1990年代の北米で誕生した白人性研究は、肌の色と人種的カテゴリーの結びつきの不安定さをあらわにし、構築主義的なレイシズム研究のアプローチを加速させた。こうした蓄積のなか、近年では、19世紀後半から20世紀初頭にかけて発生したアジア人の大規模移動という契機を重視し、それをレイシズム史のなかに再配置する研究が提出されている。これらの研究の知見によれば、アジア人の重要な目的地となったアメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカという白人入植者植民地では、彼らの到来に危機感と剥奪感を募らせた各地のヨーロッパ系住民のあいだに海を越えた家族的紐帯が芽生えた。グローバルな「白人」という集合的アイデンティティは、<白い想像の共同体>の防衛という課題を共有する人びとのトランスナショナル/コロニアルなネットワークの産物ということになる。こうした議論を経由することにより、レイシズム研究は、アジア人の国際移動・排外主義・移民規制に関する議論といっそう深く結びつくことになった。

しかし、アジア人の移動と白人入植者植民地の防衛的反応という対立を強調する議論は、いくつかの限界を孕んでいる。第一に、たしかにアジア系移民は各地で苛烈な排斥の対象となったものの、目的地に上陸・定着を果たした後に待遇が改善されたり、異なるカテゴリーに再編されたりした地域もあった。先行研究のようなアプローチにおいては、彼らの位置を動態的に把握することが困難になっていた。第二に、アジア系の人びとはホスト社会の序列階梯においてヨーロッパ系住民と「土着」の住民との中間に置かれることが多かったが、ヨーロッパ系住民の反発に軸足を置けば、アジア系は移民排斥の犠牲者もしくは抵抗者に切り縮められてしまう。それにより、地位の向上を目指す彼らの実践がより

劣位に置かれた人びとへの抑圧として働くこともあるということ、つまり彼らが被抑圧者であり抑圧者にもなるという複雑さが等閑視されやすかった。第三に、この時期のアジア系移民の移動については、労働移民以外のいわゆるミドルクラス層の存在が忘却されやすかった。これらの課題を乗り越えるために、南アフリカに到来した日本人に照準し、彼らの交渉・抵抗・同調・迂回といった諸実践について検討を進める必要があることを示した。

日本から南アフリカに渡った人びとの特徴は、インドや中国からの移民に比べると圧倒的に小規模であること、そして日系南アフリカ人が少なくとも目に見えるかたちでは存在しなかったことが挙げられる。しかしそれゆえに、南アフリカ-日本間の国交が途絶していた第二次世界大戦から日本の主権回復までの一時期を除き、日本人は一貫して南アフリカの扉をくぐり続けることが可能になっていた。また、1930年には日本人は「アジア系」から「ヨーロッパ系」へと人種的カテゴリーの越境を経験したが、それはのちに中華系住民の生活圏の拡大に道を拓くことになった。

第1章「アジア系移民の到来と移民規制」では、日本人による交渉の前史となる時期に目を向け、先行研究の検討をもとに、1913年に南アフリカ初の統一的・包括的な移民規制法が成立した経緯を確認した。南アフリカの地で初めてアジア系移民の存在が関心を集め、彼らに対する脅威論が浮上するのは、19世紀末のことである。そこから移民規制法成立によりアジア系が「禁止移民」に指定されるまでの時期は、この国が次第にその輪郭を現し、内部に不平等と緊張を孕みながらも南アフリカ連邦として統一される時期とも重なる。近年ではアジアからの移民を管理するための実践が国民像の塑形を加速させたことや、移民規制法の成立が南アフリカ社会の人種的秩序の再編と深く結びついていたことが論じられるようになっている。

この時期に主に問題視されていたのは、インドと中国からの移民だった。インドからの移民の波は、通称「ナタール方式」と呼ばれる移民選抜法を生んだ。これは、入国希望者にヨーロッパ言語の運用能力を問う識字テストを課し、それを通して移民を質的・量的に制限するというもので、この手法はすぐにオーストラリアやニュージーランドでも採用されている。識字テストは、それまで曖昧さを残していた「アジア系」と「ヨーロッパ系」の境界を整序し、境界線上の人びとを既存の秩序に編入させる役割を果たした。同時に、識字テストは入国希望者を集団ではなく個人単位で選抜するものであり、高い教育を受けた人びとには肌の色のくびきからの解放を期待させるものだった。ラント金鉱山に対する中国人年季契約労働者の「輸入」は、1904年から1910年とごく短期間だったが、ヨーロッパ系住民の懸念を反映して中国人を熟練労働から排除するべく設定された職種制限リストは、高賃金のヨーロッパ系熟練労働者と安価な非・ヨーロッパ系非熟練労働者との分化をもたらし、南アフリカにおける差別的な賃金体系やジョブ・カラーバーの確立へとつながった。また、彼らを管理するべく導入された指紋法は、労務管理の先例として世界に広く知られるようになっていく。

第2章「『名誉』と『排日』」では、アーカイブ史料・新聞記事・関係者の手記等をもとに、20世紀初頭から中葉までの日本人の待遇をめぐる両国間の交渉を追い、南アフリカの移民規制と人種序列階梯に対する日本(人)側の交渉を検討した。

1913年の移民規制法は、「望ましくない」移民を指定してその入国を制限する権限を内務大臣に与えるもので、これによりアジア系移民は「禁止移民」に指定された。当時、日本からの渡航者はごく少人数だったため、南アフリカが想定する「望ましくない」移民に含まれていなかったと考えられるが、すべてのアジア系が「禁止移民」に指定されたことで日本人も規制の対象となった。日本の外務省は南アフリカ当局に対して交渉を続け、1930年に両国間で交わされた紳士協約により、日本人は実質的にヨーロッパ系と同等の待遇を獲得した。従来、非人道的なレイシスト国家と日本との特異な友情の起点として描かれることもあった紳士協約だが、その内容は日本側が渡航者を貿易商人などの非-労働移民に制限することにより移民規制の圧力を調停するというもので、すでに日本と他の白人入植者植民地との間で交わされたことのある協約と相似形であった。また、形式的には識字テストの利用によって移民を質量双方からコントロールする「ナタール方式」を換骨奪胎したものであり、南アフリカ側にとってもけっして大きな譲歩ではなかった。

さらに、ブラジルに向かう日本の移民船をめぐる在ケープタウン日本領事館の対応を検 討しながら、差別的待遇に怒りを表明していたはずの日本側の申し立てが、南アフリカの 「白人」社会に対する同調に帰結したことも示した。

第3章「泡のなかから覗いたアパルトへイト」では、アパルトへイト体制下の日本人コミュニティに注目し、インタビュー・データや手記、二次文献等をもとに、彼らがいかに人種に基づく隔離を経験し、対処したのかを検討した。当時の日本人コミュニティは、ほとんどが企業駐在員とその家族から構成される駐在員コミュニティだった。アパルトへイト期には、外交やビジネスのために限られた年限のみ居住する外国人は肌の色にかかわらず「白人」エリアでの生活を許可されており、日本人もそこにコミュニティを築くことになった。ただし、原則的に土地所有や永住権取得も許されておらず、南アフリカ社会に「間借り」するような状態だった。

駐在員コミュニティはしばしば居住地に「エクスパトリエイトの泡」を形成するといわれるが、ヨハネスブルクの日本人たちもそのような「泡」に守られて生活し、大過なく任期を全うして帰国した。「白人」エリア内でのそうした暮らしぶりは、ジャーナリストらから批判を向けられることもあった。同時に、各家庭で雇用されていた「メイド」の女性の存在は、日本人家庭にとっては南アフリカやアパルトへイト体制下のアフリカ人の暮らしを垣間見る貴重な窓の役割を果たした。

第4章「人種概念としての『名誉白人』」では、1960年代に誕生した「名誉白人」という呼称が果たした役割について、分類する概念と分類された人びととのあいだの相互作用に留意しながら検討した。

「名誉白人」をめぐっては、日本人がアパルトへイト政権から付与された特別待遇として報道されたこともあったが、実際には日本人のために特別な地位が創設されたことはなく、「名誉白人」という語は南アフリカの報道機関が自国の政策を批判する文脈で生まれた造語であったことを長田雅子は明らかにしている。それを踏まえ、本章では南アフリカ議会での議論や両国の新聞報道を追いながら、「名誉白人」概念がそう名指された人びとの自己認識に影響を与え、南アフリカへの肯定的な感情を生んだ可能性があること、さらに一部の企業駐在員が帰国後に親南アフリカ的な活動を展開したことも手伝って、アパルトへイトの受益者としての「名誉白人」像が形成されたことなどを示した。「名誉白人」というカテゴリーを与えられたことにより、彼らは「名誉白人」を自己成就的に現実化していき、南アフリカの人種的秩序に新たな中間項がもたらされたといえよう。前章で示したように、日本人の企業駐在員たちは「泡」のなかに自閉する傾向にあったが、「名誉白人」概念を通じてこの地に独自の位置を獲得したともいえる。

第5章「中華系住民の20世紀――『名誉白人』とのもつれた関係」では、南アフリカの中華系コミュニティに目を向け、19世紀末から20世紀初頭に南アフリカに到来した中国人とその子孫や、彼らと「名誉白人」との関係を検討した。1960年代、南アフリカの報道機関は人種政策の非一貫性やご都合主義を批判するのにうってつけの例として繰り返し日本人と中華系住民に言及し、「日本人は名誉白人、中華系住民は非-白人待遇」などとして両者の暮らしを対比的に描写した。本章では、中華系住民に対するインタビュー・データや新聞報道、二次文献を使用しながら、両者の位置が従来考えられてきたほど対極をなすものではなく、相互に影響しあう場面もあったことを示した。

1960年代前半、南アフリカ議会で内務大臣が日本人に言及したことから「名誉白人」という呼称が生まれるが、それまでほとんど関心を払われてこなかった少数者がアパルトへイト政策の歪さをめぐる議論の最前線に押し出されることになったのは、ある中華系住民が人口登録法上の分類に関して「白人」への再分類を申請したことがきっかけだった。「名誉白人」の誕生は当初より中華系住民の存在と不可分だった。

日本人を「名誉白人」とする報道は中華系住民の誇りを大きく傷つけたが、同時に、日本人駐在員らが「白人」専用施設を使用していたことから、一見して日本人と見分けがつきにくい中華系住民にもそれらの使用が許可されるようになっていく。都市部の中華系住民のなかには、「白人」のレストランや映画館では日本人を装ったというという思い出を持つ人も少なくないが、レストランの店主らもそれを黙認していたという。日本人のふりをする中華系住民と、彼らを日本人だと勘違いをしたふりをする店主との共同作業により、彼らの生活圏は押し広げられていった。

民主化後の南アフリカでは、旧体制下で不当な差別を受けてきた人びとを優遇するアファーマティブ・アクション型の政策が打ち出されたが、中華系住民はその対象に含まれないと判断される事例が南アフリカ各地から報告されるようになった。中華系コミュニティの全国組織は司法判断を仰ぎ、2008年に高等裁判所において彼らが歴史的に不利な立場に

置かれた「black people」であったと認定された。それを勝ち取る過程で中華系住民や支援者が訴えたのは、「中華系住民は名誉白人ではなかった」という主張だった。アパルトへイト期に誕生した「日本人=名誉白人」との虚構は、ときに彼らを「白人」の世界へと導く足がかりとなり、民主化後には彼らの権利を擁護する武器にもなった。「名誉白人」概念は現在もなお、南アフリカの人種的秩序をめぐる闘争において利用可能な言説上の資源となっている。

終章では、南アフリカにおけるアジア系住民とアフリカ人との出会いの不発について考察した。少数者による多数派支配という根源的な脆弱さと不安定を抱えていた南アフリカにおいて、高い文明性を強調するような「エリート」のアジア系住民の交渉は、他の「非白人」と共有可能な基盤を空洞化する危うさを孕んでいた。同時に、アパルトヘイト期に誕生した「名誉白人」という新たなカテゴリーは、中華系住民の「白人」社会への越境を可能にするなど人種的境界の部分的溶解にもつながった。これらのことから、日本人コミュニティの存在や彼らに与えられた「名誉白人」という概念は、南アフリカ社会の秩序を動揺させつつ強度を与えるような両義的な性格を負っていたことを指摘した。